

子育て世帯臨時特例給付金について

●支給対象者

平成27年6月分の児童手当を湯浅町から受給される方が対象です。

※特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人あたり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

●対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

●支給額

対象児童1人につき3,000円

●基準日

平成27年5月31日

●申請方法

対象となる可能性のある方には、5月末に児童手当現況届と共に申請書を郵送しています。児童手当必要事項を記入等のうえ申請

してください。（郵送も可）

●申請先 新庁舎1階11番カウンター

（健康福祉課 児童係）

※上記以外の方で、DV被害者等は、湯浅町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が湯浅町にある方が対象です。（勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。）

●申請期間

6月1日（月）～9月1日（火）

〔臨時福祉給付金〕については広報

ゆあさ7月号でお知らせします。

「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省（の職員）などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わずお住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話【#9110】）にご連絡ください。

6月中に「児童手当現況届」の提出を！

児童手当を引き続き受けるためには、現況届の提出が必要です。

この届け出は、6月1日の状況を把握し、引き続き手当を受給する要件を満たしているかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合、6月分以降の手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

■添付書類 受給者の保険証の写し（※児童の保険証ではありません）

■提出期間 6月1日（月）～6月30日（火）

■提出先 新庁舎1階11番カウンター（健康福祉課 児童係）

■手当月額

・所得制限額未満（児童手当）

3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前 （第1・2子）	10,000円
（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

・所得制限額以上（特例給付） 5,000円

保育所で働いてみませんか！
27年度 非常勤保育士を募集しています

あなたの資格や経験を生かしてみませんか

*随時受付をしています

■受付場所 健康福祉課 児童係

■募集人員 1名

■提出書類

履歴書・ハローワーク紹介状
保育士資格証明書の写し

■賃金

日 額 7,400円
一時金 年2回有り

■雇用期間

勤務開始日（要相談）～平成28年3月31日

■勤務時間

8時30分～17時（時差出勤有り）

■勤務場所

町立保育所

■その他

・健康保険・厚生年金・雇用保険有り
・通勤手当は距離によって支給します
・年次有給休暇12日間
※お気軽にご連絡ください。

